

令和7年度鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会第1回会議 会議録

- 1 日 時：令和7年10月31日（金） 午後3時30分から午後5時まで
- 2 場 所：鎌ヶ谷市役所総合福祉保健センター3階 集団指導室
- 3 委 員：青木直忠会長、篠原遵一副会長、石川広己委員、杉山宏之委員、
木村保裕委員、飯沼公朗委員、田尻昌治委員、石渡恵子委員、
長池京子委員、加郷由里子委員、藍扶二子委員、高橋成秀委員
- 4 欠席者：
- 5 事務局：館岡課長、谷口課長補佐（事）地域包括支援係長
栗田副主幹（事）介護保険係長、岩崎主任社会福祉士、齋藤保健師
西部地域包括支援センター 矢戸センター長
南部地域包括支援センター 馬場センター長
初富地域包括支援センター 藤島センター長
社会福祉協議会 青木次長、西村係長
- 6 公開・非公開の区分：公開
- 7 傍聴者：0名
- 8 議 題
 - (1) 地域包括ケアシステムの現状について
 - (2) 包括的支援事業について
 - ア 在宅医療・介護連携推進事業
 - イ 認知症総合支援事業
 - ウ 生活支援体制整備事業（第2層協議体活動）
 - エ 鎌ヶ谷市地域包括支援センターの運営
 - (3) その他（検討課題）
 - (4) 鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業所の承認について
- 9 議事録

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会第1回会議を開催いたします。

本日は公私ともにお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、高齢者支援課の齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本会議は、鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱に基づき、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保することを目的に開催するものです。

まず開催に当たりまして、新しく委員となられた方々の委嘱状交付式を行います。船橋歯科医師会高橋成秀委員、自治会連合協議会篠原遵一委員、習志野健康福祉センター藍扶二子委員の3名となります。

恐れ入りますがその場での交付とさせていただきます。委嘱状の交付は高齢者支援課長館岡よりいたします。よろしくお願ひいたします。

（委任状交付）

委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、高齢者支援課長館岡よりご挨拶を申し上げます。

（高齢者支援課長）

皆様改めまして高齢者支援課課長舘岡でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から高齢者福祉のいろいろなところでご協力をいただいておりまして、誠にありがとうございます。鎌ヶ谷市は約3万1,000人の65歳以上の方がいらっしゃいます。高齢化率も25パーセントを超えるというところで、高齢者の方が増えていきますが、本日も高齢者虐待の通報等があったりといったように、日々慌ただしくしております。

身寄りのない方、ご自身で生活が難しいけれど、協力者がいないという方が増えており、地域包括ケアシステムの中では、そのような方のことも考えていきながら構築することと思っております。

本日は主に認知症のことについて、皆様からご意見をいただければと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは今年度初めての会議となりますので、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。石川委員から飯沼委員まで、その後篠原委員から藍委員の順番にお願いいたします。

(委員自己紹介)

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

(事務局)

議事進行につきましては、鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱第6条に基づき、会長が議長となることとされておりますので、ここからは議事進行を青木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長)

では、議事進行を行います。

ただいまの出席委員は、鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱第6条第2項に定める過半数の定数に達しておりますので、鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会第1回会議を開会いたします。

本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

本日の傍聴者はおりません。

(会長)

本日傍聴の方はいらっしゃらないということですので、このまま議事を進めさせていただきます。

それでは、最初に、副会長の選任についてですが、鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱第5条の規定により、委員の互選により定めることとなっております。どなたか副会長をご推薦される方はいらっしゃいませんでしょうか。

(委員)

篠原委員にお願いできればと思います。

(会長)

篠原委員にお願いしたいというご意見をちょうだいいたしました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということで、副会長を篠原委員にお願いすることといたします。よろしくお願ひいたします。

次に、当協議会の議事録につきましては、協議会終了後、事務局にて作成することになりますが、議事録の署名委員につきましては、木村委員と飯沼委員にお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ご異議ございませんので、議事録署名人の選任については木村委員と飯沼委員にお願いすることといたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず議題1、本市の地域包括ケアシステムについてご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本協議会は、団塊の世代すべてが75歳以上になる令和7年を目指し、高齢者を含めた地域の人が住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの構築に向けた様々な事業について報告を行い、それらを踏まえて、本市の取り組みがより良くなるための助言等をいただく場として設置しております。

それでは、地域包括ケアシステムの説明をさせていただきます。

お手元の資料の令和6年度鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会第1回会議資料の1ページをご覧ください。

地域包括ケアシステムを構築する一つの要素として、地域支援事業があります。その中の包括的支援事業について説明いたします。1ページ下の表をご覧ください。

改正前は、地域包括支援センターの運営のみでしたが、改正後にありますとおり、地域包括支援センターの運営に加えて、地域ケア会議の充実や在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援整備体制事業の充実が示されております。

次に2ページをご覧ください。こちらは地域包括ケアシステムの構築のための国の資料となります。こちらに高齢者支援課で行っている事業を落とし込んだ図になりますので、後程ご覧ください。

続いて資料の3ページをご覧ください。地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。令和4年10月に高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターが設置されました。資料の4ページと5ページには、地域包括支援センターの主な業務内容が書いてあります。

資料6ページをご覧ください。令和6年度地域包括支援センターの事業実施報告の記載がされています。この後、各地域包括支援センターから特にお伝えしたいことがありますので、よろしくお願ひいたします。

(初富地域包括支援センター)

権利擁護の取組については、地域での見守りなどを通じて、早い段階で支援につなげることで、大きな事故を未然に防げたなどの事例がありました。

一方で、身寄りのない方を中心に、金銭管理や身元保証、緊急時の意思決定支援など、様々な課題を抱えるケースも増えております。そうした中で、市長による成

年後見の申し立てが増えており、成年後見人が決定した後も生活基盤が安定するまではフォローアップが重要となっています。支援が必要な方を制度につなげる中で、早い段階での気づきや支援体制の整備の大切さを改めて感じています。以上です。

(南部地域包括支援センター)

9ページをご覧ください。要支援の認定や総合事業のチェックリストで認定を受けた方で予防サービスを利用している方のケアマネジメントをそれぞれの包括支援センターで直接受け持つたりしています。委託している件数も給付管理は行うため、段々と増えて参りますと、ケアマネジャーも大変になってきております。

南部包括の特記事項をご覧ください。委託先のケアマネジャーの調整ですが、ケアマネジャーが足りないということと、需要が増えてきているというところの両方がございます。

そして、実際にケアマネジャーについても、予防サービスのヘルパーが足りないことも課題となっております。単価が低いということもあるのか。事業所の方で引き受けてくださるところが少なくなってきて、難しくなっています。健康なご家族と同居されている方は利用できない、庭の草取りや掃除はできない、というような介護保険適用外の要件のご理解も難しいところがあります。以上です。

(会長)

ただいまの説明につきましてご助言とご質問等ござりますか。

(意見なし)

ご意見ないようですので、続きまして、議題2、包括的支援事業について入ります。議題2の在宅医療・介護連携推進事業についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題2の在宅医療・介護連携推進事業についてご説明させていただきます。

資料の14ページから16ページをご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療や介護の関係機関が、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、連携体制を推進することを目的とする事業です。14ページから記載されている(1)から(8)の事業を実施しております。

本事業の主なものとしてご報告させていただきます。資料の15ページをご覧ください。鎌ヶ谷市では、平成30年度より在宅医療・介護連携の構築のための多職種での集まりである世話人会を3部会で立ち上げ、活動してきました。令和6年度における各部会の活動について報告いたします。

研修部会では、令和6年10月10日に災害BCPについての研修会を実施し、参加者は46名で、医療介護関係の様々な職種の方にご参加いただきました。参加者からは「グループワークにおいて、いろいろな職種の話を聞くことができ、医師会の体制について聞くことができた」といったご感想をいただいています。

次に、認知症部会では、令和6年度に市内歯科医師、歯科医院歯科医師に対してアンケートを実施しました。多くの医院において、認知症状のある患者が来院していることがわかり、歯科医院との連携強化に向けて取り組んでいます。

続いて広報部会では、病院との意見交換会、ショートステイの施設の担当者との意見交換会を実施し、身寄りのない方やお金がない方の退院支援や入院による状態変化があり、施設に戻ることが困難になったケースなどについて、支援者の立場か

ら忌憚のないご意見や現状を伺うことができました。意見交換等を含めて、今後、医療機関と在宅介護支援者との連携する際のマナーなどを記載した「かまがやエチケット集」を改善し、より良い連携につなげていきます。

最後に、在宅医療・介護の中の看取り分野やその人らしい生き方について、もっと市民の方に身近に感じていただけることをテーマに、令和4年から、はもれびクリニック主催で「鎌ヶ谷ビジョン」というイベントを開催し、市と医師会、社会福祉協議会などが後援する形で実施をしています。チラシも本日お配りさせていただきましたが、今年度は11月22日土曜日に開催する予定となっています。

在宅医療・介護連携推進事業についての説明は以上となります。

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご助言ご質問等ござりますか。

(意見なし)

(事務局)

それでは事務局から1点ご質問をさせていただきたいと思います。

今回の会議では、後程、認知症施策に関する議題がございます。そこで、認知症部会に所属をされております委員にぜひお伺いしたいのですが、歯科医師との連携強化に向けて、歯科医師からの反応や部会で活動されている中でのご感想等ありますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(委員)

15ページ中段にあるように、大体1か月から3か月に1回、医療と介護のケアマネジャー、ヘルパー、歯科医師が参加して、認知症部会を開催しております。近年の主な活動内容は、患者や関わりのある方の中で、例えば認知症の初期症状があるような方を放置せずに、薬局薬剤師や歯科医師会がなるべく早期に見つけ出して適切な医療・介護のサポートにつなげようという命題を持って活動しております。

歯科医院や薬局というのは、定期的に通院することが高齢の方は非常に多いため、常日頃、現場で接している我々が市民のちょっととした認知症状の異常等に気づくことが非常に多いのではないかということで、活動しております。

船橋歯科医師会として言えば、歯科医院というのは口腔の健康を守ることはもちろんですが、地域包括ケアシステムの中で市民の自立した日常生活の一助になれば、見守りということも含めて、そういう活動を今後もしたいなと思っています。以上です。

(事務局)

医療・介護連携の世話人会は専門職の方を入れさせていただいております。医療と介護は、なかなか被るようで被らない部分がありますので、そこを上手にやっていこうというような動きで、皆様と一緒に取組んでいただいております。地域包括ケアシステムの中の大事な部分ですので、今後とも皆様にはご協力をいただければと思っております。以上です。

(会長)

その他、ご質問いかがでしょうか。

(委員)

認知症の地域支援推進員と書いてありますが、何名いらっしゃいますか。また、どちらで活動なさっているのでしょうか。

(事務局)

地域包括支援センターと高齢者支援課におります。兼任しており、いつも一緒に

お仕事をさせていただいている地域包括支援センターのセンター長も全員、推進員です。いろいろな立場でやっているため、少々わかりにくいかと思います。

(会長)

その他にいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは続きまして、議題の2のイ認知症総合支援事業については、今回議題3「その他の検討課題」として認知症事業が挙がっているため、議題2のイ認知症総合支援事業は議題3とまとめてご説明をしていただきたく存じます。

それでは先に、議題2のウ生活支援体制整備事業についてご説明をお願いいたします。

(社会福祉協議会)

生活支援体制整備事業第2層協議体活動につきまして、ご説明させていただきます。資料の36ページをお願いいたします。地域包括ケアシステムの一部であります、生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーター設置業務委託というものを鎌ヶ谷市から社会福祉協議会が受託しております。取組といたしまして、6つのコミュニティエリアに生活支援コーディネーターと第2層協議体を現在設置しております。

それぞれの協議体では、地域の実情に応じた話し合いと実践を重ねて参りました。具体的な内容は（1）の各地区での活動というところに記載させていただいているのですが、かいつまんでご報告させていただけたらと思います。

37ページをお願いいたします。例えば、中央東地区では、東武鎌ヶ谷自治会を中心に、健康チェックデーというものを実施しております。こちらでは初富保健病院のご協力もいただきながら、骨密度のチェックや地域包括支援センターの方や鎌ヶ谷市の保健師などに来ていただきまして、個別相談会を実施しております。

また、健康の相談をすることだけでなく、講演会、例えば、転倒しないような歩き方について等、講座も行っております。もともとは、東初富公民館が鎌ヶ谷市役所から遠いということで、気軽にいろいろな専門職の方に相談ができない、困った時にどうしていいかわからないというような住民の方のお声から、住民の方に近いところで相談会や説明会、講演会などをやっていこうというものが発端になっております。今月の29日に開催いたしました。

三井鎌ヶ谷自治会館という自治会館を使った体操教室では、多くの方がお見えになりますし、月に1回ないし、できれば2回ぐらい、そのような体操ができる場を作りたいというようなお声も頂戴しております。

次に38ページ、④西部地区のご紹介をさせていただきます。西部地区では、地区的高齢化と空き家問題を課題といたしまして、見守りの強化と住民同士の繋がりの構築を目標に話し合いを進めて参りました。この地区では、くぬぎ山のエリアで「声かけ隊」というものが発足しております。くぬぎ山の自治会、1丁目から4丁目の自治会がそれぞれに声をかけながら、見回していくという活動に取り組んで参りました。最初は1丁目からスタートした活動なのですが、今では多くの賛同をいただきまして、4丁目までそれぞれ活動をしております。

「声かけ隊」というバンドをつけて「どうしましたお元気ですか？お変わりないですか？」というような声かけを続けていますが、そういったところから声をかけたいという活動がどんどん周知がされていっているという報告も受けております。またご高齢の方だけでなく、小学生の方からも、「いつもありがとうございます」というよう

なお声も頂戴したという報告を受けました。

また、この西部地区では、西部地区社会福祉協議会が、くぬぎ山のコミュニティセンターの中にありますが、そこから遠い場所である初富のエリアでは体操など体を動かす場が少ないというご意見がありましたことから、出張型の体操教室も実施しております。

また、移動販売の誘致も行っておりまして、ヤックスの移動販売を実施しております。

続きまして、⑤南部地区につきましてご紹介させていただきたいと思います。南部地区ではコミュニティエリアが細長い地形であるということを課題としておりまして、南部公民館で実施している体操の場などに行きにくいという方々がおり、自宅に近いところで、交流の場や体操の場、そういった機会に参加していただきたいということで取組を行っております。例えばグリーンハイツの集会所でありますとか、北中沢コミュニティセンター、今度やろうと考えているのが、東中沢自治会館です。その他、馬込沢に近い道野辺あおばの自治会館というところがありますが、そういったところでも開催をしていこうと思っております。普段なかなか地区社協の事業や市の事業に参加しにくい方々にも、体操の場、交流の場に参加していただきたい、そういう思いから、活動を続けているものでございます。

続きまして39ページ、⑥北部地区につきましてご紹介させていただきたいと思います。北部地区助け合い活動あさか会というものでございます。こちらの取り組みといたしましては、北部地区佐津間にウエルシアという薬局がございまして、そこにフリースペースがございます。そのフリースペースを活用いたしまして、体操やコミュニケーションをとる場というものを設けております。

また、栗野地区につきましては、地域の住民の方のご自宅を開放していただきまして、軽体操や健康講話などを行っております。こちらも、より自宅から近いところ、北部公民館まではなかなか歩いていきにくい方々に対して、交流を持っていただいたり体を動かしていただいたり、そういう場を持っていただきたいということで、民間の力、住民の力も借りながら実施しているものでございます。

40ページにつきましては、研修啓発、他の事業への参加につきまして記載のとおりでございます。以上になります。

(会長)

ただいまのご説明につきまして、ご助言ご質問いかがでしょうか。

(社会福祉協議会)

ただいま説明させていただいたとおり、第2層では地域に寄り添った活動を継続させていただいているところですが、第1層の皆様からご意見、活動のアドバイス等があれば、いただきたいので、よろしくお願ひします。

第2層では、様々な取組をさせていただいております。委員の中でも第2層の活動に参加していただいている方もいらっしゃいます。2層では2層なりの活動を続けておりますので、皆さんお忙しいのは重々承知ですが、第2層ではこういった活動をしていますので、もし時間があれば、第2層協議体の見学をしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、お気軽にご参加ください。

(委員)

西部地区がヤックスの移動販売の始まりと書かれています。電話をかけると来てくれるような移動販売があると聞いたのですが、具体的なところを教えていただきたいと思います。

(社会福祉協議会)

西部地区と北部地区でもヤックスの移動販売をお願いしております、自治会というよりは地域の皆様で駐車場所を話し合っていただいて、ヤックスと交渉をして、移動ルートを決めております。ティッシュペーパーや簡単な食品なども持ってきてもらえると聞いています。小型トラックで来るため、駐車スペースの確保を住民の皆様で話し合っていただいて、そこに停まつていただいくことをしております。

また、自治会ではやっていませんが、隣近所など数人で何か移動販売をやっているところもあると伺っています。色々なところで移動販売が来ているのはとても良いことで、回数を増やすことに繋がると良いと思います。1週間に1回だけ電話をしてきてもらうよりも、定期的に来てもらったほうがいいと思いますので、お客様にとって便利かなと思います。

(委員)

西部地区のヤックス販売ですが、まさしく梨花苑の駐車場に毎週金曜日、14時05分から約30分間来ています。ケアハウス入居者の方ももちろん利用していますが、地域の方にも認識されてきまして、それに合わせて買い物に来ています。

依頼したのは法人であり、特に夏場に無理して1キロ先に歩いて買い物に行き、熱中症等で体調が悪くなるような方が多く、移動販売を依頼できないのかなということで、法人から直接ヤックスに電話依頼をして調整をしました。

梨花苑が終わったら、30分後に約500メートル先のラーメン屋の駐車場スペースで販売しています。我々の場合は直接、施設の方から依頼をして調整しました。

(事務局)

補足いたします。鎌ヶ谷市が間に入っているわけではありませんが、今、市内ではヤックスと東武鎌ヶ谷の駅前にある東武ストアが「とくしま」というものを運営しております。それから、松飛台のリブレ京成のスーパーがございます。この3社が今鎌ヶ谷市には入っているかと思います。トラックの大きさが様々ありますので、業者が地域の方と調整させていただいて、梨花苑でおっしゃったように、金曜日の何時から何時まで来るという形です。委員がおっしゃるように、「来週金曜日に来てくれる時に、じゃが芋と人参を持ってきてくれないかしら。」という電話をすると、必ずその商品がその人の手に届くように取っておいてもらえる等、そういう仕組みのスーパーもあります。そのため、もし地域の方でご希望があるようでしたら、鎌ヶ谷市のホームページ、高齢者福祉のページに移動販売のページができるで、直接の連絡先が書いてありますので、ご覧いただき、業者と直接やりとりをしていただくというような形になっています。

また、ただいまご報告いただいた第2層協議体というところで、各地区でこのような話しをさせていただいているので、その中で移動販売のご希望があれば、その協議体の中で停留所を幾つか見繕っていただいて、コースを作ってきていただくというような活動をしている協議体もございます。やり方がよく分からないけれども移動販売について聞いてみたいということでしたら、高齢者支援課にまずお電話をいただければ、業者を紹介することはできるかと思います。以上です

(委員)

92歳になる男性なのですが、年金が口座に入って、タクシーで銀行に行ったが、丁度その日が土曜日で銀行が閉まっていたみたいです。そして、またタクシーで家まで帰ってきて、私のところに電話があって、年金を下ろせないんだけど、どうしたらいいだろうかというような相談をいただきましたが、私も答えようがなくて、

保留したということがありました。そういう実態が現実に起きているということも一つ、認識していただければ、また次の展開になるかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは続きまして、議題2エの鎌ヶ谷市地域包括支援センターの運営についてご説明をお願いいたします。

各包括支援センターの説明の後にご助言等いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは資料の10ページをご覧ください。

では西部地域包括支援センターからご報告させていただきます。

(西部地域包括支援センター)

西部地域包括の取組についてご報告させていただきます。先ほど委員からお話があったような、地域で困っている方をどういうふうに支援するかというような方の個別会議を開催しながら、地域で共通の問題になりそうなものを、市に報告をして、制度で解決できるものなのか、またこのような取組の場で皆さんに検討していただくものなのかということを報告するような取組をしております。

また、先ほど、社会福祉協議会の方から説明がありました、西部地区のサロン等に職員を派遣し、体操や普段の講話ですとかといったような取組をしております。

不足することといたしましては、委員からお話があったような、お金の関係の問題がやはり金融機関からも、どうしたらいいのだろうと相談があり、我々もすぐこうしましょうというような対応が取れないというような部分で、課題になっております。また、西部包括支援センター職員も高齢化しており、定年退職等で人材の流出が起きていることは、やや課題ではあります。

おひとりで生活をしていて、お金の管理をどうするかという問題に対して、多くにケアマネジャーが金銭の管理、本来は金銭の管理をする職種ではないのですが、ケアマネジャーがやむを得ず金銭の管理をするというような現状になります。

制度的には成年後見制度という制度があるのですが、その制度を使ってやっていくためには手続きなどで、半年や1年と長い時間がかかってしまいます。その間ケアマネジャーが、本来、権限がない状態でもお金を管理していたり、銀行にお金を下ろすときに一緒に付き添っていたり等、給料や職務以外の仕事としている状況がありますので、何かこういう案があるよというようなことがあれば、昨年に引き続きご意見いただければと思います。よろしくお願ひいたします。今は解決に向かって動くというところではないので、いろいろなご意見がいただければ、解決のヒントになるかなと思います。以上です。

(事務局)

何かご助言等ござりますでしょうか。

(意見なし)

(事務局)

では次に南部地域包括支援センターからご報告させていただきます。資料の11ページをご覧ください。

(南部地域包括支援センター)

できていることとして、認知症の啓発活動、先ほどの認知症地域支援推進員の活動なども兼任しておりますので、だいぶ住民の皆さんと一緒に活動する拠点も増え

てきております。認知症の活動を通じて、地域包括支援センターってどういうところであるか等のお話もしております、色々な方から相談を受けております。

そういう啓発にも繋がるので、その方から包括支援センターに困っている方がいる、心配な方がいるというような話があり、繋がりが広がってきてているかなと思っています。

個別の地域ケア会議も13件開催しています。

現時点では、南部包括支援センターにケアマネジャーを2名配置しています。なぜ2名かというと65歳以上の方が、4月の時点で1万3,941人です。南部地域包括支援センターが8,869人、西部地域包括支援センターが8,367人なので、一番人口が多いところに設置していただいて、南部圏域と東部圏域2つになっておりますので、スタッフが多いところです。2名おりますので、情報連携や連絡体制など、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携できるようになりました。

また、地区社協より話がありましたが、健康教室や拠点で行っている活動に毎月保健師も顔を出せるようになりました。啓発活動では、発展しているところができてきているところです。

不足しているところは、消費者被害等の詐欺被害です。よくメールも安心安全メールで回ってきますが、信頼被害に遭っている方がとても多いので、啓発というところで、いずれの場所でもチラシや国民消費生活センターから来るニュースみたいなものは、意見するようにはしております。効果が上がっているのか不明なため、指標も出ておりません。消費者被害防止についての課題です。

また、職員のスキルアップとベテランが多くなってきましたので次の世代、特に若い20代の方の入職というところをどうしていくかというのが、これから課題です。独居高齢者で、大丈夫だという方は、周りの方が心配して、民生委員や自治会からご連絡いただいても本人的には「大丈夫だ」という方が多いです。そういう方とどう繋がっていくかというスキルもアップを図っているところです。

保健師も地域の集いに出るようになってきて、そういう活動が広がったりしています。社会福祉士も今3名おりますので、8050という、80代のご両親親御さんに50代の引きこもりや障がい等があって仕事ができなく、親御さんの年金に頼っていらっしゃる方達が、親御さんが高齢化して認知症状が出てきて、家族システムが破綻し、行政やサービスに繋がらず、どう支援していくかというところを今取り組んでいるところです。

また、長期的な取組ですが、成年後見制度や日常生活自立支援事業以外の金銭管理等がこれから課題になってくると考えているところです。

(事務局)

ただいまの報告につきましてご助言等ござりますでしょうか。

(意見なし)

続きまして初富地域包括支援センターの方からご報告いたします。資料の方12ページをご覧ください。

(初富地域包括支援センター)

初富地域包括支援センターの活動状況をご報告させていただきます。昨年度は、認知症地域支援推進員とキャラバン・メイトなどの人員を増やして、それぞれがより専門的な支援を行えるように外部研修などを通じて、知識の向上に取り組むように努めました。また、地域ケア会議の開催、出前講座の開催の依頼などもいただきまして、そちらも継続して、支援困難なケースが増えていますので、そういった支

援や介護予防の啓発にも努めております。

昨年度の課題としては、認知症のある方、ご家族が地域の中で、依然として孤立しやすい状況になること、また、困難ケースが増えていますが、ケアマネジャーが孤立しないような意見交換や情報共有の場が十分に持てておりません。支援の現場で感じている困りごと、ニーズ、そういうものを共有しづらい場面があるため、それらを課題として挙げさせていただきました。

今年度は地域の認知症への理解を深めつつ、支援に繋がりやすい雰囲気を作つていけるように講座や交流の機会を増やしていくよう取組んでいいるところです。

認知症サポーター養成講座については、現時点で2回開催しております、この先、4回目まで開催を予定しております。東部地区での開催が多かったのですが、初富地域包括支援センターの担当は北部地区と中央東地区もありますので、開催できるようにしていきたいと思っています。引き続き働きかけを続けていきたいと思います。

また、ケアマネジャーとの連携を深めることについては、担当圏域のケアマネジャーの事業所を対象に交流会を開催させていただきまして、意見交換の場として活用できたと思っています。年度内にもう1回開催したいと考えております、日頃の支援の中で感じておられることですとか、課題の共有に繋がることを期待しています。

今後も講座や交流会をはじめとして、地域ケア会議や認知症予防の楽笑トレーニングなどを継続して実施しながら、相談に繋がりやすい環境づくり、支援体制の整備、職員のスキル向上にも努めていきたいと思います。以上です。

(事務局)

ただいまの報告につきましてはご助言等ございますか。

(意見なし)

(基幹型地域包括支援センター)

では基幹型地域包括支援センターのご報告をさせていただきます。

資料の方は13ページをご覧ください。基幹包括の目的としましては、先ほど事務局から話がありましたので割愛させていただきます。

評価結果のできていることについてです。4点、相談者のプライバシー確保の確認、地域包括支援センター運営方針の見直し、成年後見制度利用促進のための周知、地域ケア会議等に参加し包括支援センターの後方支援を行う、高齢者虐待ケース会議の定期的な実施しております。特に地域ケア会議につきましては、各地域包括支援センターが注力しております、会議前に打合せを密に行いまして円滑に会を進められるようにいたしました。また必要に応じて、高齢者支援課も参加することしております。

次に不足することといたしまして3点、包括支援センターの3職種の各専門職の会議開催が十分でなかったことにつきましては、個別の地域ケア会議を通じた地域課題の抽出、検討対応の不足がございました。もう一つは高齢者虐待対応や権利擁護業務についての専門職への理解促進ということとしております。

できていることと不足することを踏まえまして、今年度の取組を6つ挙げております。6つの中の進捗状況としましては1番目、高齢者虐待防止対応マニュアルを令和7年8月に改定いたしました。2番目の地域ケア会議については、助言いただく専門職の方の提案を行いまして、行政書士の方から、法的な視点でご助言をいただきました。また、地域包括支援センターの専門職ごとの会議につき

まして、12月に専門職、今回は社会福祉士の会議を行いまして、地域課題について話し合うことを予定しております。接遇と災害時の情報共有や理解促進はセンター長の会議にて、まず共有を図ることとしております。最後に地域包括支援センターの人員に係る条例改正については、基幹型包括の報告が終わったあとに、高齢者支援課よりご説明させていただきます。

長期的な取組につきましては、前年度から作成したものであり、現在の状況を踏まえまして、同様の内容として進めて参ります。以上となります。

ただいまの説明について総論としての部分でも、ご質問ご助言等ございますか。
(委員)

いくつか指摘させていただきたいと思います。まず、「第2層の」という文言が出てきましたけども、第2層というのと第1層ということについて、きちんと説明を加えないと分かりません。この場合に資料の中で第1層がどこで、地域包括ケアシステムの中でどうやって線引しているのかということは全然分からなと思うのですよ。イメージが我々につけられるように、第2層協議体のことはきちんと説明しないと駄目です。そのような説明をきちんとしていただきたいと思います。

また、一番冒頭辺りの南部包括からの報告の中でケアマネジャーの不足ということが言われていました。これは実に深刻でして、ケアマネジャーが決まらないとケアプランが立てられないで、もうその人たちはどうやって介護保険を受けられるかという、そもそもが成り立たなくなっています。これは鎌ヶ谷市の話だけではなく、東京でも起こっている現象があるので、もし介護保険が必要だと言った時にケアマネジャーが決まらないというのは、医療で言えば、救急医療を受けたくても受けられないという状況と同じですよ。

私はやはり介護の場面でも、大変お困りの状況、先ほどの金融機関での状況だとかそういうのがありますが、介護救急みたいなものが、あちこちで発生していて、それはケアマネジャーがいないこともありますし、整備がすぐに介護サービスに届かないこともありますし、介護救急の場面ではどうするのか、こちらは第2層協議体も関係してきますよね。そういうふうなことについて、この地域包括ケア推進協議会できちんと議論した方がいいと思います。また、ケアマネジャーの現状がどうなっているかというのは、ぜひきちんと把握するべきだとは思います。どうぞお願ひしたいと思います。

(会長)

事務局からありますでしょうか。

(事務局)

私の説明も簡単でしたので、鎌ヶ谷市内は要介護でケアマネジャーが必要な方はどうにか、今のところ不足は出ていないかと思います。要支援の方のケアマネジャーを探すのに3包括とも大変厳しくなってきておりますが、今のところどうにか不足は出っていない。1年後2年後にどうなるでしょう、というところです。

ちなみに、船橋の訪問診療に入ってる先生がおっしゃっていました。船橋の方はかなりケアマネジャーが足らなくて、例えば医療センターに来て、癌で早急にサポートしなくてはいけない方は、医療保険で指示が出て、訪問診療と訪問看護が入り、福祉用具レンタルや自費で福祉用具の導入をし、そのままケアマネジャーがつく前に体制が整うということが増えてきていましたと言っていました。人口と専門職のバランスだと思うのですが、近隣市ではかなり逼迫してきているようです。そのため、安心してはいけない状況だと思うという問題提起のお話でした。

ケアマネジャーの不足というのは全国的な問題になっておりまして、ケアマネジャーになる人を養成するのは、国の制度としてあるものなので、市で養成することはできないことですが、処遇改善やそういうものは機会を見て、国や県に相談、お願いをしていくことになるかと思います。ニュースでもやっていましたが、例えば介護保険の更新等、現状の手続き、事務作業を簡略化して、ケアマネジャーの負担を減らし、続けやすくしていこうということで、国も考えているようなので、そういうところを注視しながら、鎌ヶ谷市は鎌ヶ谷市にいてくださる方を大事に、ケアマネジャーの協議会も独自にやられていますので、話ができる関係性の中でお手伝いしながら、少しでも前向きに仕事ができ仲間が増やせるようなケアマネジャーの活動を支援していきたいと思っております。

(事務局)

補足として、今、介護保険の申請をすると、すぐデイサービスとか、既存のサービスを利用するとなると、ケアマネジャーはどうしても必要になってしまという形になっています。そのため、市と包括もいろいろ相談しないとならない状況です。総合事業の方で通所C等、ケアマネジャーがいらない方法もあり、介護保険の申請に来た時にご案内ができないか、新規でデイサービス使いたいですと言った時に、予防の方のケアマネジャーがいらないサービスを案内していければいいのではと思っております。

しかしながら、実際に総合事業サービスをやってくれる事業所の確保もしないといけないと考えていきたいと思っております。

また、ご質問いただいている第1層協議体ということですが、この会議を第1層会議ということで位置付けをさせていただいております。基本的には日常生活支援体制整備事業というものが、第1層、第2層と分かれておりまして、第1層各地区6エリアに分かれております。今鎌ヶ谷市の方から社会福祉協議会に委託をして、それぞれの地域で、例えば自治会であるとか民生委員であるとか、それから事業所とかそういう方々にお集まりをいただきて「鎌ヶ谷市のその地域にある問題点は何だろう」という話し合いをさせていただいております。その中で健康チェックをやってみたり、講座をやってみたり、声かけ隊をやってみたりという活動を地域の皆様でやっていただく形のものをお願いしているところです。

今回このような会議の場でご報告をさせていただき、地域の方はこういうふうな形で活動しているのですが、皆様が自分の領域の中で「こういうこともやってもいいんじゃないかな」とか、「ここはこうした方がいいよ」ということであれば、この会議の中でご助言をいただく形で本会議を開催し、第1層会議と位置付けさせていただいております。説明が不足いたしまして大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

(事務局)

次に地域包括支援センターの職員配置について、ご説明いたします。

資料の42ページをご覧ください。制度改正に伴う地域包括支援センター職員配置の柔軟化について説明いたします。施行日を令和6年4月1日として、介護保険法施行規則の一部改正がありました。施行規則の改正の趣旨内容としては、令和4年度社会保険審議会介護保険部会において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置するなど、柔軟な職員配置を進めるとが適当であると、見直しに関する意見があり、令和5

年度の地方分権改革案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため、配置条件の見直しの提案がなされました。

施行規則の改正の内容としましては、2点あります。1点目は、高齢者人口に応じて、また地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と見ている場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とすること、2点目は、包括の効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば、当該圏域の各地域包括支援センターでの配置基準を満たすものとする。ただし、質の担保の観点から、一つの圏域に2職種の配置が必要とされています。

次のページ、43ページと44ページに国のイメージと活用イメージを載せてありますのでご覧ください。本市の対応方針としては、地域包括支援センターの職員配置の基準は市町村が条例で定めることとされています。

市町村が条例で定めるに当たり、従うべき基準があるため、条例改正により、国の改正内容に対応することとしました。ただし、現在の契約期間においては、原則、人員配置を維持することとし、取り扱う場合の質の担保や適正な運営に向けて、今後は状況を見ながら検討していきたいと思います。以上です。

(事務局)

補足をさせていただきます。地域包括支援センターの地区を持っている包括支援センターは鎌ヶ谷市に3ヶ所ございます。

今、事務局から報告ありましたが、2つの包括が8,000人程度の人口を抱えておりまして、南部包括が一番多く13,000人程度抱えております。地域包括支援センターは6,000人未満で、1人ずつの職種を社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを置かなければならぬことになっておりますが、どこの市も確保するのが大変困難な状況になっております。

そこで、国の方で今回改定ということで、例えば1か所の包括に2人社会福祉士がいれば、もう1か所の包括に社会福祉士がいなくても、2か所包括で2人いるからいいでしょうということとなり、緩和ということになりました。鎌ヶ谷市では条例で決めることとなっておりますので、先日行われた9月会議においてこの条例改正ということで国の基準に準じますということになりました。

基幹も含め4包括になりますが、人口に応じると31,200人程度いますので、6人から7人の保健師、6人から7人の社会福祉士、6人から7人の主任ケアマネジャーを鎌ヶ谷市に置かなくてはならないことになっていますが、現在、少し不足しております。

今回の第9期の高齢者福祉計画の中で、もう1か所包括を増やしたいと考えておりましたが、引受け手がないなど、頓挫している状況です。

さらに、今、お話をもあったケアマネジャーの人材不足の問題もありますので、今後、長期的にどのように増やしていくらいいか再検討が必要であると思っています。

何か策があればぜひ、この会議の中でなくても結構ですので、ご意見をいただければと思っているところです。以上です。

(会長)

今のところで、ケアマネジャーと専門職の確保という部分で、各地域包括支援センター一年間の委託費で、契約を各事業所とされているのですが、ケアマネジャーを確保するのに、ほぼ100パーセント人材紹介会社を使わないと、直接電話が鳴る

ことはないです。でき高で、行政の方で補填をしてもらえるのか、それとも、年間で委託費を払っているのだから、その中でやってくださいよということなのでしょうか。もう少し事業所として、腹を割って話し合うではないですが、3ヶ所の委託費を見ていると、初富包括は多分人材紹介料とかそういう広告費は、自腹で吸収してやってくれてるんだろうというふうに見受けられます。西部包括や南部包括は、職員紹介手数料で90万円、100万円程度の金額が載っていますね。

今の時代では1人紹介してもらうのに100万円で安い金額なので、ケアマネジャー、看護師、専門職のライセンスを持っている人を紹介してもらうのは、恐らく150万円ぐらいコストがかかっているはずです。

安からう悪からうで、紹介料が安いところの紹介をしてもらった人は、多分すぐいなくなるような、あまり良い人材を紹介してくれる会社ではないというふうに感じます。その辺りも、何でもかんでも委託した先の運営元にお願いしますお願いしますでは、もう限界に来るだろうと思うので、行政としてはなかなかできないことは思いますが、そこをきちんと話し合いをした上で詰めていかないといけないと思います。ケアマネジャー不足も、来年、再来年にはケアマネジャーが足らないよという状況にきていると思います。

私は鎌ヶ谷市で特別養護老人ホームをやっていますが、東京、神奈川が直接運営しています。翔裕園という名前で、北は北海道から南は九州、沖縄まで、各地で施設を運営していまして、やはりもう人が足りないです。東京都等はやはり財政的にものすごく恵まれているところなので、補助金がものすごく徹底している状況があります。

全部そういう懐事情が裕福なところに人が流れていってしまうという現状があるため、本当にこの鎌ヶ谷市、今、踏ん張りどころだらうなというのと、鎌ヶ谷市ほかのいろいろな地域でやっている中で、本当に地域のことを考えて地域住民も含めて、行政の方も含めて、ものすごく一生懸命前向きに取り組んでおられます。

直近で言うと敬老会がありましたね。市長自ら足を運んで、地域の方にご長寿のお祝いを直接申し上げるなんて異例中の異例です。私、横浜市でも説明していました、同じ感覚で神奈川県と横浜市と金沢区に敬老会があるので、トップの方にご長寿のお祝いをお願いしたいんですけど、門前払いです。その地域で暮らしてきた地域住民のご長寿を愛してくれないんだというふうに悲しい思いをして帰ってきています。それがこの鎌ヶ谷市では、当たり前のように市のトップが直接足を運んで、長寿のお祝いを申し上げてくれる。本当にありがたい市なんだなというのを感じていて、今ここで皆さんのが忌憚のない意見交換をした上で、将来に向けて鎌ヶ谷市の高齢者福祉、地域医療を含めての踏ん張りどころなんだろうというふうに感じています。

とはいえ、お金の問題も絡んでくるので、委託を受ける側と行政ときちんと必要なものは必要なんだと、各センター長さん達、ぜひ声を高らかに挙げていただき、取る予算は取ってやっていかないと本当に人がいなくなつてからどうしようというところまできています。だからこそそのご意見、ご助言だったように感じます。そこをやっていかなければいけないと感じました。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

財政面が厳しいとか、そういう話ばかりではいけないので、包括システムを支えていく上ではかなり肝になってくるかと思います。会長が仰るように、いろいろ

と協議しながら進めていきたいと思います。

また、市長が敬老会に出ているのを褒めていただきありがとうございます。市長にも伝えておきたいと思います。ありがとうございました。

ケアマネジャーの他に実はヘルパーや施設の介護スタッフも足らず、病院の看護師や医師も足らないという、人手不足はどこでもあります。もうひとつは高齢者の方の個別支援をしていると、少しお元気な方が年金だけだと生活が回らず生活保護を申請しようと行くと却下される場合があります。そのような方に仕事がないかと考えていたところ、たまたま近くの特別養護老人ホームの施設長にお話しをしましたとこ、間接業務という仕事であれば、採用できるかもしれないということで、この前マッチング就労ができて3か月が経ちました。

たまたまそこの施設でそういう仕事があるのか、一般的にもそのような仕事がありそうでしたら、医療と介護の連携の方の仕事も市内でニーズが幾らかあり、住民の方や自治会の方など働きたい人がいることが分かれば、マッチングをして足りなくなってきた人材の確保をし、専門家の方は専門の職務に集中できるシステムがひとつできるかと思いました。

(委員)

実際私どもで運営しているルートでのお話ですが、介護職員の人材不足というのは課題になっておりまして、老人ホームの仕事というと、ご利用者様のそばにいて、実際に直接ケアをする仕事がメインと思われがちです。シーツ交換や食器を洗うなど、直接ケアではない間接的な仕事を担っていただける職員がたくさんいると、介護福祉士という資格を持った有資格職員が直接ケアできる、そういう時間に割けるというメリットがあります。

間接的な業務を担っていただける方が、施設にたくさん入ることで、利用者さんに必要なケアが直接できる職員が必要なところに配置ができる。実際に効率が良くなる。高齢者の生活が充実するという形で特別養護老人ホームの運用ができます。特別養護老人ホームの方でも連携をとり合うことができれば、もっと充実していくのではないかなと思っております。以上です。

(事務局)

その仕事は70代や80代の方でもできるお仕事はありますか。

(委員)

市内の特別養護老人ホームで行っていたいしているのはシーツ交換やご利用者さんが使っていただいたお風呂の後のお掃除ですね。あとは食器洗いや掃除、実際お食事を召し上がったテーブルの下とか、車椅子だったりとか、そのようなところにどうしても食べこぼしが、ついてしまったりするため、少しお掃除していただく業務が主になってくるかなと思います。

(事務局)

病院関係でも何かありますか。

(委員)

私は10月から新しい診療所を継承していますが、看護婦不足、事務員不足、もうすでになっています。すべてシルバー人材のようなイメージです。専門職を長年やっており、大変経験豊かな方が集まっていますので、若い看護師さんたちがいっぱいいるところよりは、非常に確実な医療ができるかなということも考えております。

私は介護分野において、どちらが利用者さんか分からないような年齢の方がいつ

ぱいいると困るため、ユニフォームなどで分けてもらうようにやりながら、地域の中で同じように生活しているわけですから、介護者も、介護を受ける方も一定のところまで定年だとか気にせず、やれる介護施設を運営していただきたいと思います。手に職がある方はどんどんやっていただきたいと思っています。以上です。

(事務局)

民生委員として普段地域で接していて少し働きそうな方とか、お仕事できそうな方はいらっしゃいますか。

(委員)

やれる人がいるにはいると思います。どちらかと言えばやってもらいたい方です。民生委員もそうですが、年齢が上がってきています、大変になってきている。民生委員活動をしていて、サロンまで自力で来ることが難しい人もいます。

(事務局)

需要があれば声をかけてみるという機会にはなりますかね。タクシーディーとかご自分で稼がれたりすると、介護サービスを使わずに済みますね。お話し相手と社会福祉協議会の「ふれあい会員」になったりもできますね。

他にも1時間700円ぐらいで話し相手になるという有償ボランティアもあります。少しでも声をかけてみる必要があれば、考えていきたいと思います。ありがとうございました。

(委員)

鎌ヶ谷翔裕園は環境整備スタッフという形で、コロナの時には本当に活躍していました。館内清掃や年長の男性のスタッフは雑草取り含め、綺麗に庭を管理してくれているため、そのような方を常に募集しています。お声がけいただければと思います。

(会長)

続いての議題よろしいでしょうか。その他検討課題について事務局からお願ひいたします。

(事務局)

32ページをお願いいたします。認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、認知症基本法に基づき、同年12月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。34ページをご覧ください。認知症基本法の基本的施策に鎌ヶ谷市の取り組みの状況を落とし込んだ図になります。この中で認知症の人に関する国民の理解の増進等というところで、認知症サポーター養成講座、サポーター養成講座を受けた後にレベルアップ講座とあります。また、認知症カフェ等を鎌ヶ谷市でもやっています。

次に、認知症の人の生活におけるバリアフリー化ということで、徘徊高齢者に対して徘徊高齢者位置情報サービスや認知症高齢者見守りシール交付事業を行っています。そして、認知症地域支援推進員の活動や成年後見制度の促進も鎌ヶ谷市で行っています。

本日、お配りした追加資料をご覧ください。新しい認知症観への転換を図るためにという追加資料になります。こちらは認知症施策推進基本計画に記された新しい認知症観、認知症の当事者を支援すべき対象ではなく、個人として尊重し、自分らしく生きられる共生社会の実現を目指しています。

認知症になると何もわからなくなるといった古い認知症観から脱却し、この新しい認知症観を普及させるため、学校教育や社会教育における理解促進、認知症の当

事者による発信支援等、様々な施策が計画されています。本市といたしましては「新しい認知症観の共生社会をともにつくる、認知症の本人の声を聞く」を目指し、今後、認知症の方の意思決定、適切な支援および権利利益の保護を図るための施策につなげていければと考えています。以上となります。

(事務局)

委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っておりましたが、お時間の関係でご報告のみとなります。会議後にご意見ございましたらお願ひいたします。

国では31ページからありますように、8つの分野についてこれから取り組んでいきなさいと、鎌ヶ谷市で今後、令和9年度から次期計画というものを立てますが、その中に鎌ヶ谷市としての認知症の計画をどのようにやっていくかというのを織り込んでいく形になります。まさに来年度の計画を作っている最中になりますので改めて、ご意見をいただければと思っているところでございます。

鎌ヶ谷市で足りていないのは、認知症ご本人の方の声を聞きながら計画に反映させていくところとなっております。委員の皆様の中で、認知症の方のお声を聞く、認知症の人ってこんなこと言っていたりするんだよというものがあれば、エピソードでもいいので教えていただきたいと思っております。

委員にお伺いしたいのですが、お仕事の中で認知症の本人やそのご家族と接することが多いと思いますが、ご意見等いただければと思います。

(委員)

船橋市の例ですと、在宅医療ひまわりネットワークの中には認知症の方が一緒に住めるまちをつくるという委員会があり、認知症のシンポジウムを毎年やっています。認知症の人とその家族の会にも参加いただき、お話を聞いています。そういう方たちを巻き込んでいくのが一番いいのではないかと思います。

認知症のご本人一人一人に行くよりも、組織があるため、その組織の方たちと一緒に鎌ヶ谷にもこういう方がいるんですという意見を伺い、連携するのが大事だと思います。あちこちへと呼ばれていく地域があるのですが、そのようなところでは、やはりそのような難病の方や認知症の方のその家族の会などと一緒に市が共同して何かやるのが良いかと思います。

(会長)

他にご助言ご質問等いかがでしょうか。

(意見なし)

(会長)

続いて、議題4、鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業所についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業所の承認についてご説明いたします。本日、追加資料で配付させていただきました、新規介護予防支援新規介護予防支援委託事業所一覧をご覧ください。

要支援の方の場合、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成することになっております。しかしながら、地域包括支援センターの業務が多様化していることから、ケアプランの作成を委託しております。

この資料に記載されている事業所は昨年の推進協議会終了後、新たに登録された事業所になっております。委託する事業所につきましては、この推進協議会において承認を得ることとなっておりますが、前回の会議から本日まで、この会議が開催

されなかつたことから、鎌ヶ谷市高齢者支援課の指定を受けている事業所であること、内容を精査し、仮の承認を行い業務を行つてゐるところです。

事後承認という形になつてしまひますが、ご承認いただきたくよろしくお願ひいたします。

平成26年の介護保険法改正により、保険者機能強化という観点から、市による介護支援専門員の支援を充実させることを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されました。これに伴い、平成30年4月から市内で居宅介護支援事業所を開設する場合は市の指定を受ける必要があります。よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただいまの議題新規の事業所を承認することにご異議はございませんでしょうか。
(異議なし)

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議題は以上となりますが、各委員の皆様、ご質問、ご助言等を、再度いかがでしょうか。

(委員)

先ほど事務局から認知症の問題で少し積み残したものがあるとのことですが、今年はもう1回ぐらいありますか。

(事務局)

今のところはこの1回と考えております。

(委員)

まだまだ話すことはたくさんあると思います。私が提案したかったのは、介護救急という文言はあまりありませんが、介護で困った人たち、ケアマネジャーが見つからないということも含めて、介護で救急になった人も実際困っている方がたくさんいると思うのです。鎌ヶ谷でどのような状況にあるのかということを報告していくだけ、そのような会議も必要だと思っています。この第1層の会議をもっと充実させないと駄目なのではないかと思っていますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

それにつきましては、また検討し、またご回答させていただければと思います。
ありがとうございました。

(会長)

他にいかがでしょうか。

それでは議題についてはここまでといたします。皆様ありがとうございました。
司会の方は事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆様本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。以上で、令和7年度鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会第1回会議を終了いたします。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 1 月 25 日

署名人 木村 保裕

署名人 飯沼 公朗